

平成 22 年度 国家 I 種 憲法

問題文

ある宗教団体のメンバーである A は、私鉄の駅前広場（同私鉄の所有地である。）で所属する団体の会員を勧誘するビラを通行人に配布していた。駅員からは、通行人の迷惑となるのでビラの配布をやめるよう言われたが、なお配布を続けていたところ、たまたま通りかかった警察官によって、鉄道営業法第 35 条及び刑法第 130 条違反の現行犯の疑いで逮捕され、その後、これらの容疑で起訴された。この駅前広場では、商業目的のビラや国会議員を擁する政党の支持を呼びかけるビラは、日常的に配布されていた。

あなたが A の弁護人だとして、あなたは A のためにどのような憲法論を展開すべきか。A が私鉄の駅構内でビラ配布をしていた場合と比較しながら、論じなさい。

（資料 1）鉄道営業法

第 35 条 鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鉄道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ対シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演説勧誘等ノ所為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス

（資料 2）刑法

（住居侵入等）

第 130 条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

1 本問の検討事項

本問における宗教団体の会員を勧誘するビラを配布する行為すなわち布教行為について、直接には表現の自由（21条1項）の問題となるとする説と宗教的行為の自由の一つとして信教の自由（20条1項）に含まれるとする説がある。

そこで、本問では、表現の自由又は信教の自由として憲法上保障される布教行為について、鉄道営業法 35 条及び刑法 130 条違反に当たるとして逮捕・起訴されることが憲法 20 条 1 項又は 21 条 1 項に違反しないかを検討することになる。

2 21 条 1 項違反か否かについて

(1) 最判昭 59.12.18 は、私鉄駅南口 1 階階段付近において、同駅係員の許諾を受けずに、狭山事件の被告人支援活動のための集会への参加を呼びかけるためのビラ配布等を行った事案について、「憲法 21 条 1 項は、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の財産権、管理権を不当に害するときものは許されない」として、21 条 1 項に違反しないとした。

(2) もっとも、本問では、A のための憲法論の展開が求められている。

この点、上記判例の伊藤正己裁判官の補足意見は、「一般公衆が自由に入出入りすることのできる場所においてビラを配布することによって自己の主張や意見を他人に伝達することは、表現の自由の行使のための手段の一つとして決して軽視することのできない意味をもっている」、「他人に伝える最も簡便で有効な手段の一つが、ビラ配布である」、ビラ配布の「手段を規制することが、ある意見によって社会に伝達される機会を実質上奪う結果になることも少なくない」とし、「ビラ配布という手段は重要な機能をもっている」としている。また、「表現の自由の行使が行動を伴うときには表現のための物理的な場所が必要となつてくる」ところ、「一般公衆が自由に入出入りできる場所は、……表現のための場として役立つことが少なくない。道路、公園、広場などは、その例である。これを『パブリック・フォーラム』と呼ぶことができよう。このパブリック・フォーラムが表現の場所として用いられるときには、所有権や、本来の利用目的のための管理権に基づく制約を受けざるをえないとしても、その機能にかんがみ、表現の自由の保障を可能な限り配慮する必要があると考えられる」としている。

(3) そこで、本問でも、布教行為について、表現の自由の問題とする説に立って、上記補足意見を踏まえた論述をすることになろう。

(4) さらに、本問では、駅構内でのビラ配布の場合との比較が求められているところ、上記補足意見は、「駅前広場のごときは、その具体的状況によってはパブリック・フォーラムたる性質を強くもつことがありうるものであり、このような場合に、そこでのビラ配布を同条違反として処罰することは、憲法に反する疑いが強い」とするのに対し、「被告人らの所為が行われたのは、駅舎の一部であり、パブリック・フォーラムたる性質は必ずしも強くなく、むしろ鉄道利用者など一般

公衆の通行が支障なく行われるために駅長のもつ管理権が広く認められるべき場所であるといわざるをえ」ないとしている。

3 20 条 1 項違反か否かについて

信教の自由の問題とする説に立った場合においても、表現の自由の問題とする説に立った場合と同様の検討をすることになると思われる。

この場合、表現活動を前提にして議論している上記補足意見やパブリックフォーラム論が、信教の自由としての布教行為の場面でも妥当するのかについても検討する必要があると思われる。

- 1 1 Aの弁護人としては、本件ビラ配布行為を処罰することは、憲法（以下、法令名省略。）21条1項に反すると主張すべきである。具体的には、表現の自由の行使として違法性が阻却されると主張すべきである。
- 2 宗教団体への勧誘のためにAが行った本件ビラ配布は、表現の自由の行使として、21条1項の保障を受ける。そして、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない。また、本件ビラ配布は、Aの宗教的活動とも密接に関連するものであり（20条1項）自己実現の価値が端的に表れる場面であり、特に手厚く保護されなければならない。また、本件ビラ配布は、情報の受け手の地位に甘んじている一般国民にとって、その思想を相手方に届ける上で有効な手法であり、手厚く保護されるべきであるから、これを処罰することは、表現の自由に対する重大な制約となる。
- さらに、駅前広場は、一般公衆が自由に出入りする場所で表現の場として役立つパブリックフォーラムに当たる。この場合、表現の自由の場としての重要性が高いため、そこでの表現行為は尊重されるべきである。これに対して、駅構内であれば、一般公衆が自由に出入りする場所とはいえず、パブリックフォーラムたる性質は必ずしも強くなく、そこでの表現行為を尊重すべき程度も弱くなる。
- したがって、駅前広場におけるビラ配りは、鉄道利用者の通行を阻害する程度が重大であるなど、特段の事情が認められない限り、表現の自由の行使として違法性を阻却すべきである。
- 2 3 Aは、駅前広場においてビラ配布をしており、拡声器による演説を大音量で行う等、多数の威力を背景にしておらず、その態様は穏当なものであり、私鉄駅構内の正常な管理及びその居住者の日常生活にほとんど実害をもたらさないものといえる。
- したがって、住居権者の意思を害する程度が重大であるとはいえず、上記特段の事情が認められない。
- よって、本件ビラ配布は、表現の自由の行使として、その違法性が阻却されるべきである。にもかかわらず、Aに不退去罪を適用し、処罰することは、21条1項に反する。

以上

3

4